

# 令和7年氷川町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時：令和7年11月13日（木） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

1番 片山 一哉	2番 欠	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農用地使用貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農用地利用集積等促進計画書（所有権移転）について

議案第45号 農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂梨 俊弘	事務局長補佐	河野 秀和
係長	田中 宏幸	主事	上田 菜月
会計年度職員	福田 涼子		

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第11回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、6番、滝本委員、7番、中田委員を指名いたします。

つぎに報告事項についてです。

報告(1)について事務局より説明願います。

福田職員 報告(1)についてご説明します。資料は1ページと2ページをご覧ください。これは有料の貸借の合意解約です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。

次に、報告(2)について事務局より説明願います。

福田職員 報告(2)についてご説明します。資料は3ページをご覧ください。これは無料の貸借の合意解約です。貸人、借人、農地所在地について資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

次に議案審議についてです。

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は2件です。

はじめに、番号1について事務局より説明願います。

田中係長 議案第43号についてご説明します。

4 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、県道 14 号八代鏡宇土線、交差点付近にある農地で、親子間の贈与による所有権移転の許可申請です。

当該農地は、県道の交差点改良に伴い、用地買収計画に該当する農地になり、今後の事業計画の説明、用地交渉、必要書類等の作成の対応で今回、贈与による所有権移転をすることに合意され申請されました。

なお、譲渡人は今回の農地以外に 3 筆農地を所有されており、それは相続での所有権移転を予定されています。

譲受人は農業をされており、今回取得される農地には、これまでどおり農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われま

す。

永田議長 以上で説明を終わります。  
ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を増住推進委員よりお願いします。

増住推進委員 11 月 5 日午後 1 時 30 分より、申請者代理人立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われま

すので、審議方、お願いします。

永田議長 以上で報告を終わります。  
ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はあり

永田議長 ませんか。  
交差点が変わるとのことですが、どのように変わるのか教

田中係長 えてください。  
交差点の工事は、建設下水道課になります。担当課より現時点での計画を聞いたところ、(スクリーンの地図で示しながら説明)このような計画になっています。これも概略の設計を見ただけですので、確定ではありません。

永田議長 ありがとうございます。

他にはありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 43 号、番号 1 について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つづきまして、番号 2 について事務局より説明願います。

田中係長

議案第 43 号、2 番についてご説明します。

5 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、役場から南東側にある農地で売買による所有権移転の許可申請です。

当該農地は進入路がなく、隣接の宅地から出入りする農地であり、今回隣接の宅地を農業用倉庫として購入するに当たり併せて、当該農地を購入することで合意され申請されました。

譲受人は農業をされており、今回取得される農地にはこれまでどおり、農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を中川推進委員よりお願いします。

中川推進委員

11 月 5 日午後 1 時 00 分より、申請者代理人立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われまので、審議方、お願いします。

以上で報告を終わります。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 43 号、番号 2 について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。次に、議案第 44 号農用地利用集積等促進計画書(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。

田中係長

議案第 44 号についてご説明します。資料は、6 ページをご覧ください。

今月の契約は 3 件で、公社の買入です。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10 a あたりの金額および対価などは資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありませんか。

(意見なし)

永田議長 異議もないようですので議案第 44 号については、機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要請を行います。

次に議案第 45 号農用地利用集積等促進計画書(利用権設定)について上程します。

これは、議事参与の制限に該当しますので、滝本委員、本山委員は退席願います。事務局より説明願います。

(委員退席)

永田議長 それでは事務局より説明願います。

福田職員 議案第 45 号についてご説明します。7 ページから 8 ページをご覧ください。この案件は全部で 15 件ありまして、農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 44 号については機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

ここで委員の退席を解きます。

(委員着席)

永田議長 以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

(質問なし)

永田議長 それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長 —〈連絡事項について説明〉—

井副副会長 それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 14 時 09 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)